

第22回成田市農業委員会総会議事録

平成28年4月22日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年4月22日(金)
午後3時01分から午後4時27分
2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室
3. 定数及び現員 定数29名 現員29名
4. 出席委員 27名

議長	根本 喜久治	15番	加藤	衛
1番	根本 正康	16番	高木	勲
2番	加瀬 雅英	17番	瀧澤	きみ子
4番	円城寺 芳夫	18番	鳥羽	陽一
5番	檜垣 金一	19番	大隅	英樹
6番	若松 義幸	21番	成毛	孝
7番	川崎 貞男	22番	櫻井	浩子
8番	根本 秀夫	24番	岡野	政男
9番	小川 明一	25番	朝倉	けい子
10番	齊藤	均	26番	佐藤 芳明
11番	岩立	隆	27番	石原 喜久勇
12番	菅澤	誠	28番	荒居 和恵
13番	水野 健治	29番	飯笹	雄次
14番	大木 清志			
5. 欠席委員

3番	岩澤 貞男	23番	伊藤	勝
----	-------	-----	----	---
6. 議事日程等
 - 第1 議事録署名人の選出
 - 第2 会議書記の任命
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - 報告第1号 専決処分について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第3号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事	務	局	長	木	内	悦	夫
振	興	係	長	堂	本	周	助
農	地	係	長	土	屋	祐	介
主		査	平	山	美	登	
主		査	高	木	信	一	

(午後3時01分 開会)

○議長 ただいまの出席委員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、第22回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、3月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、15番・加藤 衛委員、17番・瀧澤きみ子委員の両名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告3件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で12件の申請がございました。

①売買でございます。2件の申請がございました。

1番、匝瑳市野出にお住いの譲受人が、東和田にお住いの譲渡人が所有する東和田の田1筆、1,691㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、職場に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡したいというもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、吉岡にお住いの譲受人が、同じく吉岡にお住いの譲渡人が所有する吉岡の畑2筆、計1,430㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、自宅に隣接した農地を取得して、経営の効率化を図りたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、高齢で後継者もいないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したいというもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3条の②交換でございます。2件の申請がございました。2件は、同一の譲受人、譲渡人による交換ですので、まとめてご説明いたします。

1番、下方にお住いの譲受人が、同じく下方にお住いの譲渡人が所有する下方の田1筆、135㎡を、譲受人の所有する2番の農地との交換により取得したいという申請でございます。

2番、下方にお住いの譲受人が、下方にお住いの譲渡人が所有する下方の田5筆、計133.76㎡を、譲受人の所有する1番の農地との交換により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、1番・2番とも農地を交換し、農作業の効率化を図りたいというもので、取得後は、自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、ともに相手方の要望により申請地を交換したいというもので、総会資料3ページに案内図がございます。

5ページから7ページでございます。3条の③賃借権の設定でございます。8件の申請がございました。賃借人については、1番から8番まですべて猿山の法人で、新規就農ということで面接を行った案件でございます。賃貸人については、1番が滑川にお住いの方で、所有する大菅の田、2筆、2,178㎡、2番が大菅にお住いの方で、所有する大菅の田、3筆、5,293㎡、3番が名古屋にお住いの方で、所有する名古屋の田、5筆、9,865㎡、6ページになります。4番が名古屋にお住いの方で、所有する名古屋の田、3筆、4,545㎡、5番が名古屋にお住いの方で、所有する名古屋の田、1筆、1,736㎡、6番が名古屋にお住いの方で、所有する名古屋の田、1筆、891㎡、7ページになります。7番が大菅にお住いの方で、所有する猿山の田、1筆、2,791㎡、8番が大菅にお住いの方で、所有する猿山の田、1筆、2,696㎡に、いずれも賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、いずれも農地を借り受けて新たに農業経営を行いたいというもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、いずれも相手方の要望により申請地を貸し付けたいというもので、総会資料4ページと5ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいまの説明に関連して、①売買について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 去る4月19日、午後1時より、501会議室におきまして、第1小委員会を開催いたしました。委員7名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、東和田駐車場に近い市道大清水東和田線と市道山之作東和田線に隣接した角の農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、主要地方道横芝下総線沿いの、譲受人の自宅に隣接した農地で、現状は、畑として管理されておりましたが、一部草が生えておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

補足説明をさせていただきますと、譲受人は、市役所の下にあります、不動産業及び太陽光発電を行う会社に、社員として勤務されております。また、匝瑳市において約9反歩の農業を行っているということですので、匝瑳市に確認させていただいたと

ころ、間違いなく農業を行っているとの回答を得られました。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われます。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、2番は畑を取得し、人参、さつまいもを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

○石原委員 先日、小委員会の場で譲受人が社長さんという説明があったのですが、社員ということでしょうか。

○事務局 再度確認いたしましたところ、最近まで社長をやっていたとのこと。現在も役員かどうかはわかりませんが、社長は退任されたそうです。

○根本正康委員 特に異議はございませんが、議案に記載されている事由について、説明を聞いたので理解はしましたが、ちょっと意味がわかりにくい。今後検討してください。

○事務局 今後、検討いたします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

続きまして、②交換の1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたします。②交換について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ②交換の1番と2番につきましては、申請地は、市道台方稷山下方浅間下線沿いの、2番の譲受人の自宅に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②交換について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、許可基準の第4号では、年間の農業従事日数が、150日未満であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると判断されます。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事す

ること」については、農作業に従事する日数が150日未満ですが、許可基準の第4号では、年間の農業従事日数が、150日未満であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たしていると判断されます。また、許可基準の第7号の地域との調和要件ですが、2番は田を取得し、将来的には畑として野菜を作付けしたいという営農計画です。取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、②交換の1番と2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の1番から2番を採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。②交換の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の1番は可決されました。

次に、②交換の2番について、小委員長報告のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②交換の2番は可決されました。

続きまして、③賃借権の設定の1番から8番は関連がございますので、一括して審議いたします。③賃借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番から8番につきましては、申請地は、県道江戸崎下総線の南側、及び主要地方道横芝下総線の西側の、ゴルフ場近くに位置する農地で、農地として管理されており、一部には、すでに芝生が作付けしてありました。また、一部は、草が生えておりました。

③賃借権の設定の1番から8番につきましては、農業生産法人の新規就農ですので、賃借人及び賃貸人の代理人をお呼びして、面接を実施しました。合同会社で、農産物、

芝草の生産と販売が目的であり、社員(出資者)は1名で、従業員は2名です。従業員は、芝についての知識が、かなり豊富なようでした。賃借人は、芝草を作付け・生産して、地元のゴルフ場などに販売したい意向で、採算を考えながら、経営規模の拡大を図っていきたいとのことで、将来的には5町歩くらいにしたいということでした。農業技術面については、法人の代表社員は、農業の経験が40年ほどあり、また、従業員が芝について精通しており、きちんとした説明があり、特に問題はないと思われました。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条③賃借権の設定の1番から8番につきましては、面接をいたしました新たに設立された農業生産法人(4月から農地保有適格法人)が、新たに賃借により農地を借りる申請でございます。

法人の形態は合同会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物(芝草)の生産と販売が目的欄に記載されております。構成員は1名。法人が行う農業の常時従事者年間150日以上、議決権要件は、議決権の数の合計300口の内、300口を有しているため議決権の割合は、100%のため、総数の2分の1超を満たしております。また、業務執行権要件は、代表社員1名が法人の農業に常時従事、150日以上しております。このことから、農業生産法人の要件を満たしております。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。また、「経営面積の合計が50a以上であること」については、今回取得することにより要件を満たすと思われます。それから基準の第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり、要件を満たしております。また、基準の第7号の地域との調和要件ですが、田を取得し、芝草を生産したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番から8番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。新規のため、認定農業者はいらっしゃいません。以上でございます。

○議長 ただいまの報告及び説明につきまして、③賃借権の設定の1番から8番に関する

るご意見・ご質問をお願いします。

- 加瀬委員** 経営面積ゼロで、農業経験が豊富と言えるのか。また、経営面積ゼロで、農業生産法人の資格がとれるのか。
- 事務局** 法人要件として、社員が1名、社員というのは出資者ですが、この代表社員の方が150日以上農業に従事するということです。この会社の要件を満たしております。
- 加瀬委員** 生産法人をとるにあたって、面積ゼロでもとれるのか。借りてから150日以上、従事するということか。
- 事務局** 生産法人をとるにあたって、150日以上農業に従事する人が必ず必要になります。まずこの最低条件を満たさないことには申請も出せないということになります。今回許可が出ましたら、5反歩以上になるということになります。
- 加瀬委員** 申請時点ではゼロでも農業生産法人をとれるということか。
- 事務局** 個人の申請と同じことで、今回は面接もやらせていただきましたが、許可をいただければ、五反歩要件も満たすこととなり、生産法人としての資格が正式に認められるということになります。
- 加瀬委員** 申請の段階で農業生産法人を名乗っているのはおかしいのではないか。
- 事務局** 農業生産法人の要件がないことには、そもそも申請も出せませんので、今回、新たな3条申請で許可をとって、生産法人の資格をとって、新たな農業経営が始まるということになります。農業生産法人の要件は合同会社であれ、出資者が150日以上農業に従事することが必要となりますので、要件を満たす申請をしていただいて、許可が出たら正式な生産法人として、新たな経営が始まるということになります。
- 根本正康委員** 法人は登記が必要だと思うのだが、これは登記の段階で農業生産法人という文言が入っていたということなのか。定款の中にも入っているが、生産法人ではない者が、生産法人という言葉を使ってはいけないのではないか。普通、資格をとってから農業生産法人という名称を使えると思うのだが、一般的な考え方とは異なるやり方で登記していると思う。
- 事務局** 登記するなかで、農業生産法人が入った状態で登記されております。そのなかに目的として芝草の生産・販売ということが謳っております。
- 根本正康委員** 定款上も登記簿上も、名称に農業生産法人という文言が入っていて、それで登記されているということか。
- 事務局** そのとおりです。
- 根本正康委員** それでは、しかたがない。ただ、普通、資格がない段階でその名称は使えないというのが一般的だと思う。農業委員会での審議のなかで、許可になった段

階で初めて農業生産法人という名称が使えると思うのだが。法務局はそのあたりを知っていたのか、その点は少し引っかかりがある。4月1日以前の登記になるのか。

○**事務局** 今年の2月2日の登記になります。

○**根本正康委員** 4月1日以降であれば、また違う名前になるはず。

○**事務局** 登記そのものについては、合同会社としての登記になります。そのなかで、農業生産法人という名称が入っている状態です。今回の3条の許可を得るなかで、正式に農業生産法人としての資格、現在は名称が違ってきていますが、その資格を得て、法人として認められるということになります。

○**加瀬委員** では、農業生産法人というのは名乗ってしまっていていいということか。

○**根本正康委員** おそらく農地法の条文の中には、他の法律と異なり、「農業生産法人という名称を使ってはならない」という一文がないのではないか。それは確認しているのか。

○**石原委員** 農業生産法人については、千葉県農業会議と調整するはずだが。

○**事務局** この法人についても、農業会議で指導を受けて、この形で申請が上がってきたということになります。

○**根本正康委員** たぶん農地法には「使ってはならない」という文言がないのだと思う。だから登記になったものと思われる。

○**若松委員** 代表の方が1名出資したということだが、口数は300口と聞いたが、具体的な金額としてはいくらになるのか。面積も合計すると3町歩くらいになるが、貸している人も安心できる額なのかどうか。

○**事務局** 資本金は300万円になります。

○**高木委員** 法人の代表は今、個人でも農業をやっているのか。

○**議長** 30町歩くらいやっている。

○**高木委員** そのほかに、この法人での農業もやるということか。

○**議長** 事前調査したときには、すでに芝生の生産をしていた。個人的にもやってきたのだと思う。今回さらに借りてやるということ。実際に今回借りる土地もきれいな農地もあれば、重機を入れなくてはならない場所もある。芝の場合は、田にそのままというわけにはいかないそうで、現地調査の際に、重機を入れて排水などを工夫して、乾田化するという説明もあった。

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番から8番を採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。③賃借権の設

定の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の2番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の3番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の4番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の5番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の5番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の6番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の6番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の7番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の7番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の8番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の8番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 8ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。1件の申請がございました。

1番、名木にお住いの申請人が、名木の畑1筆、665㎡を、太陽光発電施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料6ページに案内図、7ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は県道成田下総線の西側にある農地で、現況は畑として管理されておりました。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、6月1日に着手、7月30日に完了する予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の周囲を盛土等により、土砂等の流出を防ぐ計画です。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 9ページをお開き願います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人であります御所の内の法人が、米野にお住いの譲渡人から、米野の畑1筆1, 777㎡を売買により取得し、建売分譲住宅6棟用地に転用したいという申請でございます。総会資料8ページに案内図、9ページに公図の写しがございます。

2番、3番及び10ページの4番は、同一譲受人による転用の許可申請で、関連がございますので、まとめて説明ご説明いたします。譲受人であります、寺台の組合が、赤荻にお住いの譲受人2人と、吾妻2丁目にお住いの譲受人から、赤荻の畑4筆、計4, 650㎡を売買により取得し、米貯蔵施設用地に転用したいという申請でございます。総会資料10ページに案内図、11ページに公図の写しがございます。

10ページでございます。5条の②使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。飯田町にお住いの借受人が、飯仲にお住いの、貸付人である父が所有する、飯仲の畑1筆、301㎡を借り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。総会資料12ページに案内図、13ページに公図の写しがございます。

11ページをお開き願います。5条の③賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借借人である山口区が、山口にお住いの賃貸人が所有する、山口の畑2筆のうち、410㎡に賃借権を設定し、集会所用地として、転用したいという申請でございます。総会資料14ページに案内図、15ページに公図の写しがございます。

2番、借借人である、東京都品川区大崎一丁目の法人が、十余三にお住いの賃貸人が所有する、十余三の畑3筆、計1, 825㎡に賃借権を設定し、コンビニエンスストア拡張用地として転用したいという申請でございます。総会資料16ページに案内図、17ページに公図の写しがございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番につきましては、申請地は、中台中学校の北側にある農地で、登記地目は田となっております。現況は耕作されておらず、水田として耕作できる状態ではなかったことから、小委員会において始末書の提出についてのご意見がありましたので、申請者に指導済みとのことでした。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より①売買の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番です。農地の区分は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、建売分譲住宅(6棟)用地です。資力及び信用については、残高証明書及び融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、6月1日に着手、11月1日に完了する予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法については事前協議中で、軽微な図面訂正を残すのみとなっております。埋立条例については事前協議が終了したところです。計画面積の妥当性については、面積要件はありませんが、狭い区画で215㎡、広い区画で306㎡の6区画の宅地になっており、1戸あたりの建築面積52㎡の専用住宅と駐車スペースを設ける計画となっております。この計画は指針に示す専用住宅の基準の範囲内であり妥当な計画面積だと思われます。周辺農地の営農への支障については、申請地の周囲にブロック塀を設置し、土砂等の流出を防ぐ計画です。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○石原委員 小委員会のときに話が出た、譲渡人が隣地も所有しているかどうかについて、確認はしてもらえましたか。

○事務局 隣地の所有者について確認したところ、別の方の所有地でした。

○石原委員 隣地については届出なく埋め立てであるが、その指導は今後していただけるのか。

○事務局 今回の議案とは別で、指導してまいりたいと存じます。

○議長 その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番について採決いたします。翻案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番から4番は関連がございますので、一括して審議いたします。売買の2番から4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 売買の2番から4番につきましては、申請地は、県道成田下総線の西側にある農地で、現況は、更地となっている筆と、草が生えている筆がありました。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の2番から4番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の2番から4番です。農地の区分は、農用区域内の農地及び第1種農地です。農振農用地については、平成27年11月27日付で農業用施設用地として用途変更済みです。また、第1種農地については、原則として許可をすることができないとされておりますが、今回の申請は、農業用施設として地域農業の振興に資する施設であるため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、米貯蔵施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、土地改良区より転用にあたり差支えない旨の意見書が添付されております。申請の用途に供することの確実性については、7月15日に着手、平成29年3月31日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みは、都市計画法について事前協議は整っており、近日中に本申請する予定です。埋立条例については、小規模特定事業に係る届出が済んでおりまして、そのほか、道路法の占用許可は申請済みとなっております。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、売買等により取得して利用する予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。申請農地を含めた開発面積9,995㎡に、米貯蔵施設1棟及び駐車スペース10台分、作業スペースを設ける計画です。周辺農地の営農への支障については、隣接地への被害防除対策として、雨水流出防止の為、アスファルト舗装及び側溝を設置し、敷地外周にはL型擁壁を施工

し、土砂等の流出を防止する計画です。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、売買の2番から4番を採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。①売買の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

次に、売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

次に、売買の4番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、4番は可決されました。

次に、②使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ②使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は公津の杜中学校の南側で、住宅地の中にある農地で、現況は耕作されておらず、草が生えておりました。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より、②使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条②使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、専用住宅用地です。資力及び信用については、融資証明が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、9月1日に着手、12月1日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについて、都市計画法について本申請済みです。計画面積の妥当性については、301㎡の敷地に、建築面積67㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針

に示す基準の範囲内であり妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、隣接農地は譲渡人である親の所有地であることから問題がないと考えております。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②使用貸借権の1番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 ③賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、県道成田安食線沿いの東側にある農地で、現況は耕作されておらず、更地の状態でした。以上です。

○議長 続きまして事務局より、③賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条③賃借権の設定の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、集会所用地です。資力及び信用については、通帳等の写し及び集会施設等補助金の歳出予算見積書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、許可後に着手し、12月5日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法について本申請済みで、道路法については承認済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、妥当な計画面積だと思われれます。周辺農地の営農への支障については、隣接農地は譲渡人である土地所有者及び建設省であり問題ありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○根本委員 ひとつ確認ですが、申請者は地縁団体ということで、正式な名称は何でしょうか。

○事務局 市民協働課に確認しましたところ、認可地縁団体の認可は受けていないということです。従いまして、今回は区長名での申請となっております。

○**根本委員** 区長の名前を入れてもいいのか。認可地縁団体でなくとも補助金はもらえるのか。

○**事務局** 補助金について市民協働課に確認しましたところ、集会施設等補助金、施設整備費に該当するというので、28年度予算措置されているそうです。

○**根本委員** これは区長個人が賃貸人と賃貸借契約を結ぶということか。

○**事務局** 提供されました残高証明書並びに通帳の写しは、個人ではなく区として管理されているものであり、また補助金につきましては、区に補助されるものです。ただ、地縁団体の認可を受けておりませんので、区長個人としての申請を受け付けるということになります。

○**議長** その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

○**議長** 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の1番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○**議長** 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、③賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○**議長** 川崎小委員長

○**小委員長** ③賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、国道51号沿いの東側にある農地で、現況は、畑として管理されている筆と、駐車場として使用している筆がありました。以上でございます。

○**議長** 続きまして事務局より、③賃借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○**議長** 高木主査

○**高木主査** 5条③賃借権の設定の2番です。農地の区分は、第1種農地です。農振農用地については平成27年11月25日付で店舗、コンビニ拡張の目的で農用地区域から除外済みです。また、第1種農地については、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、休憩施設を伴うコンビニエンスストアとして一般国道の沿道の区域に設置される施設であるため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、コンビニエンスストア拡張用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。土地改良事業については、土地改良区より転用にあたりやむを得ない旨の意見書が添付さ

れております。申請の用途に供することの確実性については、9月1日に着手、12月1日に完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法については事前協議中です。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、店舗及び駐車場等については、妥当な計画面積だと思われます。なお、駐車場につきましては、隣接する道路の交通量調査から計画台数を算出した資料が添付されております。周辺農地の営農への支障については、隣接農地は賃貸人の所有地であるため問題ありません。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③賃借権の設定の2番について採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③賃借権の設定の2番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、川崎貞男委員は議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(川崎委員退室)

○議長 それでは、議案第4号、平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 12ページをお開き願います。議案第4号、平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により13ページのとおり、平成28年度第2次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、14ページから16ページの総括表によりご説明申し上げます。なお、詳細の農用地利用集積計画一覧表(案)につきましては、17ページから62ページをご覧ください。では、14ページをお開き願います。

1-1利用権設定でございます。最初に、使用賃借権でございますが、契約期間3年のものが1, 252㎡、畑1筆、1件で、詳細は17ページの1番でございます。同じく契約期間6年のものが1, 722㎡、田1筆、1件で、詳細は17ページの2

番でございます。同じく契約期間10年のものが1, 190㎡、田1筆、1件で、詳細は17ページの3番でございます。

次に、賃借権設定ですが、契約期間2年のものが16, 577㎡、田が10筆、2件で、17ページの4番と5番でございます。同じく契約期間3年のものが、10万3, 851.65㎡、田が57筆、14件、畑が10筆、3件で、詳細は18ページの6番から22ページの22番まででございます。同じく契約期間4年のものが5, 472㎡、田が5筆、2件で、詳細は22ページの23番と24番でございます。同じく契約期間5年のものが2万446㎡、田が15筆、6件、畑が1筆、1件で、詳細は22ページの25番から24ページの31番まででございます。同じく契約期間6年のものが18万7, 730㎡、田が136筆、54件、畑が1筆、1件で、詳細は24ページの32番から36ページの86番まででございます。同じく契約期間10年のものが9万8, 014㎡、田が71筆、16件で、詳細は36ページの87番から40ページの102番まででございます。

合計の契約面積は、43万6, 254.65㎡、田296筆、96件、42万580.21㎡、畑13筆、6件、1万5, 674.44㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積11万9, 278.44㎡、田76筆、28件、10万8, 579㎡、畑10筆、3件、1万699.44㎡、再設定が、契約面積31万6, 976.21㎡、田220筆、68件、31万2, 001.21㎡、畑3筆、3件、4, 975㎡でございます。

16ページをお開きください。1-2利用権設定(転貸)でございます。農地利用集積円滑化団体である、公益財団法人成田市農業センター、及びかとり農業協同組合が借り受けた農地を貸付するものでございます。初めに使用賃借権でございます。契約期間6年のものが、1, 722㎡、田1筆、1件で、詳細は41ページの1番でございます。同じく契約期間10年のものが、1, 190㎡、田1筆、1件で、詳細は41ページの2番でございます。次に、賃借権の設定でございます。契約期間2年のものが、16, 577㎡、田10筆、2件で、詳細は41ページの3番と4番でございます。同じく契約期間3年のものが、8万8, 060.21㎡、田55筆、12件、畑1筆、1件で、詳細は42ページの5番から45ページの17番でございます。同じく契約期間4年のものが、5, 472㎡、田5筆、2件で、詳細は45ページの18番と19番でございます。同じく契約期間5年のものが、2万, 224㎡、田15筆、6件で、詳細は46ページの20番から47ページの25番でございます。同じく契約期間6年のものが18万4, 682㎡、田が135筆、53件で、詳細は47ページの26番から59ページの78番まででございます。同じく契約期間10年の

ものが8万3,003㎡、田が53筆、11件で、詳細は59ページの79番から62ページの89番まででございます。

利用権設定の合計の契約面積は40万930.21㎡、田275筆、88件、39万9,803.21㎡、畑1筆、1件、1,127㎡でございます。内訳は、新規設定が、契約面積10万8,064㎡で、田75筆、27件でございます。再設定が、契約面積29万2,866.21㎡で、田200筆、61件、29万1,739.21㎡、畑1筆、1件、1,127㎡でございます。

以上で議案第4号、平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、朝倉委員より小委員会報告をお願いします。

(朝倉委員の挙手あり)

○議長 朝倉委員

○朝倉委員 議案第4号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明に着きまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、平成28年度第2次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退出されておりました委員の入室をお願いします。

(川崎委員入室)

○議長 次に、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 63ページをお開き願います。議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて、でございます。これは、相続税、あるいは贈与税の納税猶予を受けている特例農地について、農業経営がなされているかを確認し、納税猶予を継続するために必要な証明書を発行するものでございます。

1番、平成25年4月11日から、相続税の特例を受けている並木町にお住いの相続人から、引き続き農業経営を行っている旨の証明願がございました。4月19日、第1小委員会で現地確認の結果、台方の畑1筆1,676.30㎡、並木町の畑1筆1,388㎡、計3,064.30㎡について、自ら所有し、農地として使用していることが確認されましたので、証明書を発行してよろしいか、ご審議いただきたいと存じます。なお、総会資料18ページと19ページに案内図がございます。

以上で議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎小委員長の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 議案第5号につきましては、申請地は、京成成田駅前から市道並木町土屋に向かってJR成田線と交わる、成木県道踏切に近い農地及び国道51号から南側に入った、市道稲荷畑日本松線沿いの農地で、現状は、すべて畑として管理されておりました。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 64ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので報告いたします。

65ページから67ページでございます。①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。4件の届出がございました。この届出は、農地を相続等により取

得した場合にする届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

68ページと69ページでございます。②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自ら農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

70ページから73ページでございます。③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。14件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転、設定を受けて、農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

74ページと75ページでございます。④転用事実確認証明でございます。4条で3件、5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用許可後に申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で、報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎委員の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 76ページから96ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。94件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。今回は、大規模に経営されていた方の死亡や離農がございましたので、件数が多くなっております。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎委員の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 97ページをお開き願います。報告第3号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分でございます。今回は千葉地方法務局成田出張所より4件及び千葉地方法務局香取支局より1件の農地等の現況に関する照会がございました。農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第3号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(川崎委員の挙手あり)

○議長 川崎小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり、慎重審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第22回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時27分 閉会)